

訴訟の提起について（教育委員会関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び 事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪市 被告 三菱マテリアル株式会社 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	被告の事業所から排出された汚染物質により当該事業所の敷地（以下「被告事業地」という。）の土壤が汚染されていたことが判明したことを受け、本市は、平成16年12月18日以降、被告事業地に隣接する市立中学校の敷地（以下「本件土地」という。）について4回の土壤汚染の調査（以下「本件各調査」という。）を実施したところ、本件土地の一部から被告事業地より検出された汚染物質と同種の汚染物質が検出されたため、本市は、本件土地の土壤の除却に係る工事（以下「本件工事」という。）を行うこととなったことから、被告に対し、本件各調査及び本件工事に要した費用相当額金40,833,737円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。